

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 9 4 6 号)

平成 2 3 年 8 月 9 日

横情審答申第946号

平成23年8月9日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき
ご質問について（答申）

平成22年9月27日港南土第1541号による次の質問について、別紙のとおり答申します。

「(1)港南区内に設置されているカーブミラーについて、下記カーブミラーについて撤去時点における撤去理由が記載されている関係書類すべて（陳情処理カードを含む）e.No.224（日野中央二丁目特定番地）f.No.871（日野中央二丁目特定番地）」の非開示決定及び「(2)一部開示された、撤去済カーブミラーNo.234、No.359、No.360、No.366について平成21年度陳情処理カード（No.2229、2230、2231）」の一部開示決定に対する異議申立てについての質問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「(1)港南区内に設置されているカーブミラーについて、下記カーブミラーについて撤去時点における撤去理由が記載されている関係書類すべて（陳情処理カードを含む）e.No.224（日野中央二丁目特定番地）及びf.No.871（日野中央二丁目特定番地）」を非開示とした決定及び「(2)一部開示された、撤去済カーブミラーNo.234、No.359、No.360及びNo.366について平成21年度陳情処理カード（No.2229、2230及び2231）」を特定し、一部開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「港南区内に設置されているカーブミラーについて、下記カーブミラーについて、撤去時点における撤去理由が記載されている関係書類すべて（陳情処理カードを含む）a.No.234（港南区日野四丁目特定番地）、b.No.359（港南区丸山台一丁目特定番地）、c.No.360（港南区丸山台一丁目特定番地）、d.No.366（港南区丸山台一丁目特定番地）、e.No.224（港南区日野中央二丁目特定番地）及びf.No.871（港南区日野中央二丁目特定番地）」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成22年1月20日付で行った港南区内に設置された下記のカーブミラーについて、撤去時点における撤去理由が記載されている関係書類すべて（陳情処理カードを含む）e.No.224（日野中央二丁目特定番地）及びf.No.871（日野中央二丁目特定番地）（以下「文書1」という。）の非開示決定及び平成21年度陳情処理カード（No.2229、2230及び2231）（以下「文書2」という。文書1と文書2を総称して、以下「本件申立文書」という。）の一部開示決定（文書1の非開示決定と文書2の一部開示決定を総称して、以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を特定し、本件処分を行った理由は次のように要約される。

(1) 本件申立文書について

ア 住民等から道路等に関する陳情を受けた場合、陳情処理カード（以下「カード」という。）を作成する。

イ 文書1は、港南区内のカーブミラーNo.224及びNo.871について、撤去時点における撤去理由が記載されているカードであると解した。当該カーブミラーは、現時点において撤去に至っていないため、文書1は作成し、又は取得しておらず、保有していないため非開示とした。

ウ 文書2は、平成21年度のカード（No.2229、2230及び2231）であり、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため、記載されている個人の氏名、住所及び電話番号を非開示とした。

なお、異議申立人（以下「申立人」という。）は、異議申立書において、文書2にカーブミラーを撤去した理由が記載されていないと主張し、撤去理由が記載されている関係書類全ての開示を求めているが、陳情者の指摘どおりにカーブミラーを撤去した場合には、カードに撤去理由を特に記載しないこととしている。当該陳情箇所について現地を確認したところ、陳情者の指摘どおり、信号機のある交差点に設置されているもの又は一施設の出入口に設置されているものであったため、当該カーブミラーは不要であると判断し、撤去した。また、文書2にも偶然にも撤去理由が記載されていなかった。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、「撤去理由（横浜市の見解）が記載された関係書類（カードを含む）」について開示するよう求める。
- (2) 文書1についても、当初の陳情から3箇月以上経過しており、既に文書1に係るカーブミラーは撤去済と思うので、「撤去理由（横浜市の見解）が記載された関係書類（カード含む）」について開示するよう求める。実施機関は、申立人の質問に対して「当該カーブミラーについては、撤去する方向で対応します。」との回答をしているが、2箇月以上放置しておく行為は全く納得できない。
- (3) 横浜市には、カーブミラー設置場所選定に当たっての、判断基準・設置基準が記載されたものがなく、撤去に当たっても係長が確認しただけで業務が完了するのは市民感覚として納得できない。

5 審査会の判断

(1) カーブミラー設置及び撤去に係る事務について

道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第16条では、市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行うことを規定し、法第85条では、市町村道に附属する道路の附属物の新設又は改築は、市町村道の道路管理者が行うことを規定している。

カーブミラーは法第2条及び道路法施行令（昭和27年政令第479号）第34条の3第4号に規定する道路の附属物で、実施機関におけるカーブミラーの設置及び撤去に係る事務は、横浜市区役所事務分掌規則（昭和52年6月横浜市規則第68号）に基づき、道路等の管理、維持及び修繕等に関することとして、各区土木事務所が行っている。

(2) 陳情に係る事務について

実施機関は、道路等の維持・修繕等に関する住民等からの陳情を受けた場合、現地調査等を行い、道路等の維持・管理・安全性の面から必要とされる措置を実施している。その際、陳情への対応を記録するため、陳情一件ごとに陳情者の氏名、住所及び電話番号、現場調査で把握した状況、陳情者との対応、陳情に係る判断に至る経過等の情報を記録するカードを作成し、必要に応じてカードに添付資料を添付している。

(3) 本件申立文書について

ア 本件申立文書のうち文書1は、開示請求書の記載から、港南区内の2件のカーブミラーについての撤去時点における撤去理由が記載されている関係書類であると解され、前記(2)のとおり、陳情に係る通常の事務処理から勘案すると、申立人が開示を求める撤去理由が記載されている関係書類とは、陳情を受け付けた際に作成するカードである。

イ 文書2は、申立人が異議申立書において撤去理由の記載がないと主張する3件のカーブミラーに係るカードである。

当審査会において文書2を見分したところ、平成21年に港南土木事務所において作成したカードであり、カードは、受付日時、陳情者の氏名、住所及び電話番号、陳情箇所、陳情要旨、処理方針等の項目欄により構成されており、それぞれ添付資料として現場地図が添付されていた。

また、陳情の要旨欄には、陳情者から寄せられた撤去に関する要望等の要旨について記載されているものの、撤去の理由に関する記載は見受けられず、処理方

法等欄に撤去した旨が記載されているだけであった。

なお、実施機関は、文書2のうち個人の氏名、住所及び電話番号について、条例第7条第2項第2号本文に該当するとして非開示としている。

(4) 文書2に係る申立人の主張について

申立人は、文書2について、撤去理由が記載されていないので、撤去理由が記載された文書を特定し、開示すべきであると主張している。このほか申立人は、文書2における非開示部分については開示すべきであるとの主張をしていない。

したがって、当審査会は、文書2に係る申立人の主張は、文書2のほかに、撤去理由が記載された文書を特定し、開示を求める趣旨であると解することが適当と判断した。

(5) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関は、文書1に係るカーブミラーについては現時点において撤去に至っていないため撤去理由が記載されている文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため非開示としたとし、文書2については、陳情者からの指摘どおりにカーブミラーを撤去した場合にはカードに撤去理由を特に記載しないと主張しているため、当審査会では、平成23年4月12日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) カーブミラーを撤去するか否かは、現場の道路状況、交通状況、周辺地域の状況等を把握した上で総合的な視点から判断する。なお、カーブミラーを設置した当時は見通しの悪い交差点であったが、その後、信号機が設置され交通状況が改善された場合など、状況の変化によりカーブミラーが不要となったと判断したときは撤去している。

(イ) 本件請求に係るカーブミラーを所管する港南土木事務所では、住民等からの陳情に対して確実に対応するために、原則として、陳情処理システム（以下「システム」という。）でカードの情報管理をしている。陳情を受けた場合、陳情の要旨等に関する情報をシステムに入力し、当該入力データを活用してカードを作成している。カードには、現場調査で把握した状況、陳情者との対応、陳情に係る判断に至る経過等（総称して以下「処理経過」という。）を手書きで追記している。ただし、カードに記載すべき処理経過が多く、手書きでは追記しきれない場合等には、当該処理経過をシステムに入力の上、その内容が反映されたカードを再作成し、当初作成したカードと差替をしている。その後、

処理方針を定め、必要に応じてカードに現場の地図や写真等を添付した上で業務を所管する上司に報告しており、カーブミラーを設置するという判断に至った事案については、当該カードにより副所長までの決裁を受けている。

- (ウ) 文書 1 に係るカーブミラーについては、現時点において撤去に至っていないため、撤去理由が記載されている文書は作成していない。
- (I) カーブミラーは、設置の必要性がある箇所に設置しているため、基本的には既存のカーブミラーの撤去については想定していないが、文書 2 に係るカーブミラーについては、既に信号機が設置されているなどの理由により不要であると判断したため撤去した。
- (オ) また、非開示理由説明書において、文書 2 に撤去理由が記載されていないことについて、「偶然にも記載されていなかった。」と説明したが、「偶然にも」という表現は誤りであった。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

- (ア) 実施機関は、文書 1 について、作成し、又は取得しておらず、保有していないと主張しているが、陳情処理カードの処理について（通知）（平成18年 3 月 13 日道管第10671号道路部長通知）では、カードの処理について、独自の取扱方法を決めることを妨げるものではないとしながらも、陳情等があった場合は、カードを作成するとしている。

また、実施機関は、本件請求に係るカーブミラーを所管する港南土木事務所においては、住民等からカーブミラーの設置等に係る陳情を受けた際には、前記ア(イ)のとおり陳情の要旨等に関する情報をシステムに入力し、カードを作成すると説明している。そのため、文書 1 に係るカーブミラーの撤去の陳情について、実施機関がカードを作成していないという主張は、カードに係る通常の事務処理から勘案すると、適当でなかったと言わざるを得ない。

しかし、実施機関は、現在においては、文書 1 に係るカーブミラーの撤去の陳情を受けた際にカードを作成すべきであったと認識しているものの、本件請求時においては、作成していなかったと説明しており、それ以上、文書 1 の存在を推認させる事情は見受けられなかった。

- (イ) また、実施機関は、文書 2 の撤去理由の記載について、陳情者からの指摘どおりにカーブミラーを撤去した場合には、カードに撤去理由を特に記載しないと説明している。当審査会としては、実施機関が文書 2 に撤去理由を追記する

ことなく、陳情の要旨の記載をもって当該カーブミラーの撤去を決定した事務処理が不適切であったとまでは言えない。また、そのほかに文書2に係るカーブミラーの撤去理由が記載された文書の存在を推認させる事情は見受けられなかった。

(6) 諮問の遅延について

本件異議申立ては、平成22年2月19日に提起されたものであるところ、実施機関は、審査会事務局の督促にもかかわらず、異議申立てから7月余を経過した平成22年9月27日に至ってようやく当審査会に諮問しており、事務処理の遅延は明白である。

事情聴取において説明を求めたところ、他の案件に係る異議申立てが複数あり、その対応等に時間を要したことを諮問遅延の理由として挙げている。

しかし、本件諮問の内容からも、異議申立てから諮問までこれほどの長期間を要したことを正当化できるような、やむを得ない理由があったとは到底認めがたく、開示決定等に対する不服申立てへの対応として、本件諮問は遅きに失したものと言わざるを得ない。

実施機関においては、開示決定等及び諮問に係る事務手続を、迅速かつ的確に対応するよう、十分に留意すべきである。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が文書1を存在しないとして非開示とした決定及び文書2を特定し、一部開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋 良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年9月27日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成22年10月14日 (第173回第一部会) 平成22年10月19日 (第179回第二部会) 平成22年10月22日 (第109回第三部会)	・諮問の報告
平成22年11月16日	・異議申立人から意見書を受理
平成23年1月14日 (第183回第二部会)	・審議
平成23年2月25日 (第186回第二部会)	・審議
平成23年3月25日 (第188回第二部会)	・審議
平成23年4月12日 (第189回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成23年4月26日 (第190回第二部会)	・審議
平成23年5月10日 (第191回第二部会)	・審議
平成23年5月24日 (第192回第二部会)	・審議
平成23年6月14日 (第193回第二部会)	・審議
平成23年6月28日 (第194回第二部会)	・審議
平成23年7月12日 (第195回第二部会)	・審議
平成23年7月26日 (第196回第二部会)	・審議